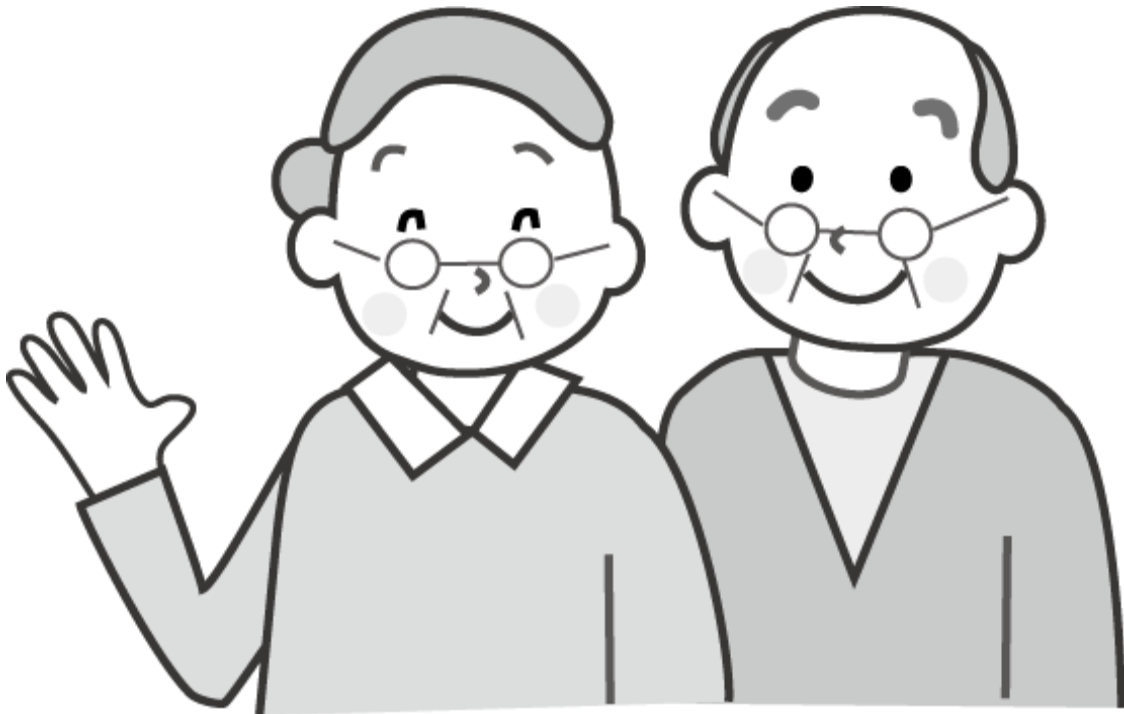


南伊豆町在宅福祉サービス



- 配食サービス
- 緊急通報システム
- 紙オムツ・防水シーツの給付
- 家族介護慰労金の給付

(令和2年4月1日現在)

問合せ先

南伊豆町福祉介護課 : 0558-62-6233

1. 配食サービス

対象者：調理が困難な一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、障害者のみの世帯およびこれに準ずる世帯であって、在宅で生活するためにサービスを利用することが必要であると認められた者。

内 容：月～金（年末年始・祝祭日を除く）の昼食・夕食を自宅まで配達するサービス

利用料：1食 500円（利用料は翌月の中旬に納付書を発送します）

提 供：社会福祉法人 梓友会 みなとの園

※お弁当は直接お会いして渡しますので、配達予定時間のご在宅が必要です。

※食事は一般食のため、糖尿病や腎臓病に適したものではありません。

※口座振替は郵便局のみ対応可能です。

※変更・休止・中止の場合は必ずご連絡下さい。

※要介護認定を受けている方でもご利用することができます。



☆配食サービス利用までの流れ

① 相 談

福祉介護課窓口・地域包括支援センター・地区の民生委員に困っていることなどをご相談下さい。

② 申 請

サービスを希望される場合は、申請書が福祉介護課窓口にありますので、必要事項を記入して提出して下さい。

・南伊豆町高齢者等配食サービス事業利用申請書

③ 実態把握調査

社会福祉法人 梓友会 みなとの園の職員が利用希望者の普段の状況等について調査に伺います。サービスについて不明な点がある場合はご相談下さい。

④ サービスの決定・却下

月1回（月上旬から中旬）サービス利用審査会を開催します。実態把握調査等をもとに対象者の状況を確認し、サービスの決定・却下を判断します。

⑤ サービスの開始

サービスの利用が開始されます。途中でサービス内容の変更や中止がありましたら申請が必要になりますので早めにご連絡下さい。

※申請からサービスを開始するまでには概ね3～4週間程度かかります。利用開始希望日までに余裕をもって申請して下さい。

2. 緊急通報システム

対象者：一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で、慢性疾患等により日常生活を営む上で常時注意を要する状態にある方で、システムを設置することが必要であると認められた者。

内 容：緊急時にボタンを押すことで消防署に繋がる機器、携帯用発信器（ペンダント）、火災センサーを取り付け、緊急時の連絡体制を整える。

利用料：無料

返 還：対象者が下記の状態になった場合、返還対象となります。

- ・家族と同居、長期不在、入院・入所（退院の見込みがない）、死亡など。
- 返還対象となったときは利用取消届の提出が必要となります。

※返還の場合は、役場より業者を手配して取り外しますので、無断で取り外しを行わないで下さい。

届 出：利用者の情報や、協力員および緊急連絡先となっている親族の住所電話番号などに変更が生じたときには変更届を提出してください。

弁 償：緊急通報システム機器一式は善良な管理者として注意義務をもって取り扱ってください。

紛失、破損等した場合は弁償していただきますのでご了承下さい。

立 入：緊急時に、内鍵の施錠等により入室できない場合、必要な個所を破壊し、関係者が自宅に立ち入り対応する可能性があります。

立ち入りの結果、自宅等に一部に破損が生じても関係者に賠償責任を問わず、損失補償も求めないことを誓約していただきます。



☆緊急通報システムサービス利用までの流れ

① 相 談

福祉介護課窓口・地域包括支援センター・地区の民生委員に困っていることなどをご相談下さい。

② 申 請

サービスを希望される場合は、申請書一式が福祉介護課窓口にありますので、必要事項を記入して提出してください。

- ・南伊豆町緊急通報システム事業利用申請書
- ・承諾書兼誓約書、指定協力員承諾書

③ 実態把握調査

社会福祉法人 梓友会 みなとの園の職員が利用希望者の普段の状況等について調査に伺います。サービスについて不明な点がある場合はご相談ください。

④ サービスの決定・却下

月に1回（上旬から中旬）サービス利用審査会を開催します。実態把握調査等をもとに対象者の状況を確認し、サービスの決定・却下を判断します。

⑤ サービスの開始

設置日を調整しご自宅に業者（株）アルファ）が設置に伺います。
設置後サービスの利用開始となります。

3. 紙おむつ・防水シーツの給付

対象者：要介護4・5と認定された高齢者を在宅で常時介護し生計を同じくしている住民税が非課税世帯である者。

内 容：介護に必要な紙おむつ・防水シーツを購入後に給付する。

利用料：無料

給付額：1人当たり60,000円を上限（5,000円／月）

その他：入院・入所中に利用したものは対象になりません。

紙おむつ等の種類や購入先は問いませんが、購入に係る領収書が必要になります。



☆紙おむつ・防水シーツ給付までの流れ

① 申 請

サービスを希望される場合は、申請書が福祉介護課窓口にありますので、必要事項を記入して提出してください。

・南伊豆町在宅高齢者家族等介護支援事業（介護用品給付）登録申請書

② サービスの決定・却下

申請書類及び住民税の課税状況等を確認の上、サービスの決定・却下を判断します。対象者として決定された方には、決定通知書・請求書用紙をお送りします。

③ 購入費用の請求

紙おむつ・防水シーツ購入時に領収書を受け取って下さい。その後、請求書に必要事項を記入し領収書を添付して提出してください。

4. 家族介護慰労金の給付

対象者：要介護4・5の認定を受けた高齢者であって、住民税非課税世帯でありかつ、過去1年間介護保険サービスの利用を受けなかった要介護者を常時介護している家族

内 容：年額100,000円を介護慰労金として支給する。